

安倍内閣の「限定的な集団的自衛権行使」は第9条だけじゃなくて、第98条との関係でも違憲なんですね。

また、角田長官はこうした認識の基にこの6月3日の稲葉議員に対する答弁で、「集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけですから、ゼロでございます」、「集団的自衛権は一切行使できない」、「日本の集団的自衛権の行使は絶対できない」、「わが国は憲法で、それは全然行使しませんよ」ということを世界にいわば独自の立場で自主的に宣言をしている」と述べています。

もはや、ご説明も不用かと思いますが、「ゼロ」、「一切できない」、「絶対できない」、「全然しませんと世界に宣言」という文言からは、あらゆる集団的自衛権行使が全否定されていることは明々白々です。このような答弁を9年後に行う、昭和47年当時の角田第一部長（憲法解釈担当部長）が、昭和47年政府見解に「限定的な集団的自衛権行使」なるものが法理として含まれることを許容して、判子をつく訳がないのです。

昭和56年6月3日 角田 長官答弁

- 集団的自衛権につきましては、
全然行使できないわけですから、ゼロでございます
- 集団的自衛権は一切行使できない
- 日本の集団的自衛権の行使は
絶対できない

4. 7.1 閣議決定「基本的な論理」は読み替えによる「捏造の論理」 ——昭和47年政府見解に集団的自衛権行使は影も形も存在しない

このように、憲法9条においてはあらゆる集団的自衛権が絶対できないということを、昭和47年見解を作った三人の方々はまだこれ以上はないというような、詳細かつ明確な表現でそのことを断言しています。「違憲」であるとしてんばんに繰り返し、明言しているのです。従って、昭和47年政府見解の「外国の武力攻撃」という言葉を「同盟国に対する外国の武力攻撃」と勝手に読み替えて「限定的な集団的自衛権行使」なるものの法理が昭和47年政府見解に、それを作った当時から存在していたなどと主張することは絶対に許されないのです。

結局、昭和47年政府見解の結論、「憲法のもとで、武力行使を行う事が許されるのは、わが国に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は憲法上許されないといわざるをえない。」という文言は、「帰結（あてはめ）」などではなくて、昭和47年政府見解におけるれっきとした憲法9条の解釈論理そのものなんですね。昭和47年政府見解は、「あらゆる集団的自衛権行使は違憲である」と言い切っている、数ある政府見解の一つに過ぎないのです。

ところで、私も、かつての総務省などの官僚時代にこうした法令の解釈文書を何本も作成したことがあるのですが、この「昭和47年政府見解の読み替え」がとんでもない暴挙であることは、昭和47年政府見解がたった2日間で、そして、内閣法制局のお役人だけで作られているものであることから明らかです。

なぜなら、昭和47年政府見解を作る以前の憲法9条解釈は当然「(我が国に対する武力攻撃が発生していない局面の武力行使である)あらゆる集団的自衛権行使は違憲」でしたから、それと異なり、「自国防衛のための限定的な集団的自衛権行使なるものは合憲」という新しい解釈を作るということは、日本の憲法秩序や安全保障政策、外交政策の根幹をひっくり返してしまう、この上ない大事業ということになってしまいます。それを、政府与党の政治家と相談もせず（もし、していれば、当時は55年体制の時代ですから与野党

巻き込んだとんでもない大政争になっていたでしょう)、自衛隊を所管する当時の防衛庁にも相談せず、日米安保条約を所管する外務省とガチンコの調整を行うこともせず、内閣法制局のお役人数名が自分たちの手持ちの判子を付いただけで、そして、閣議決定すらも行わず、事前の国会審議における第一野党の国会議員からの要請文書として国会に提出するなんてことをしでかす訳がありません。

その証拠に、防衛省も外務省も、昭和47年政府見解の作成当時の資料は何も存在しないと私の追及に対し、国会答弁しています。安全保障、外交の根幹を大転換する解釈文書を「政府統一見解」として作成したはずなのに、その担当省庁にはその関連の資料が紙一枚も何も存在しない。もし、「あった」なら、役所のあらゆる文書の中で、最上級に重要な資料として完全管理の下に丁寧に保管されているはずですから、当然、最初から「なかった」のです。なぜなら、たった2日もあれば作れる、これまで何度も作ってきた従来の解釈の範囲内の政府見解文書に過ぎないから。

こうしたことは、もう憲法の解釈論とかいう話ではなく、大人社会の常識、非常識のレベルの問題です。元霞ヶ関の官僚だった私の感覚から言うと、安倍内閣の主張は荒唐無稽な「漫画の世界」そのものです。

つまり、昭和47年政府見解には、「集団的自衛権行使を容認する法理など、影も形も存在しない」のです。

そして、「限定的な集団的自衛権行使」を容認した7.1閣議決定の「基本的な論理」とは、「昭和47年政府見解の読み替え」という手法によって捏造された、「捏造の論理」なのです。

ちなみに、「閣議決定だけで解釈変更した」という批判に対し、安倍総理は盛んに、「昭和47年政府見解の作成時は閣議決定をしていないが、今年の7月1日の解釈変更はちゃんと7.1閣議決定を行っているんだから、国民や国会軽視ではない」と主張しています。安倍内閣の主張は「昭和47年政府見解で創った限定的な集団的自衛権を含む「基本的な論理」に7.1閣議決定でホルムズ海峡事例などの「当てはめ」をしただけ」としているのですが、実はこれだと、今までにはないまったく新しい法理を創り出した昭和47年政府見解の方がその法理を使用しただけの7.1閣議決定よりも憲法的には比べもの

にならないぐらい重い政府の行為になりますから——これぞ、「憲法の解釈変更」そのものです。しかし、安倍内閣は「昭和47年政府見解は解釈変更ではない」と強弁しています——実は、「昭和47年政府見解にこそ閣議決定がないのがおかしい」と言うべきであり、まったくアベコバなのです。

5. なぜ、憲法学者の「違憲」の御主張が正しいのか

——「基本的な論理」の違い

さて、冒頭でご紹介したように、6月4日の衆議院憲法審査会において参事人として出席された早稲田大学法学学術院教授である長谷部恭男先生は、安保法制について、「集団的自衛権の行使が許されるというその点について、私は憲法違反であるというふうに考えております。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明が付きませんし、法的な安定性を大きく揺るがすものであるというふうに考えております。」と述べられ、大きな反響を呼びました。

安倍総理の主張とこの長谷部先生の御主張のどちらが正しいのか、皆さまはもうすっかりお分かりだと思います。ポイントは、長谷部先生の御発言中の「基本的な論理」という言葉です。

安倍総理は、昭和47年政府見解の「外国の武力攻撃」を「同盟国等に対する外国の武力攻撃」と勝手に読み替えて、「限定的な集団的自衛権行使の法理が、もともと昭和47年政府見解に存在していたのだ。この、従来の個別的自衛権行使の法理と限定的な集団的自衛権行使の法理の両方を含むものが、本来の憲法9条解釈の「基本的な論理」なのだ」と7.1閣議決定でも国会の答弁でも主張しているのですが、ようするに、安倍総理は、「昭和47年政府見解の読み替え」によって、インチキな「基本的な論理」を捏造していたのですね。安倍総理の主張する7.1閣議決定の「基本的な論理」と長谷部先生のご指摘の従来の憲法9条の政府解釈の「基本的な論理」はまったくの別物だったのです。

つまり、長谷部先生のご指摘の「従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明が付きません」「憲法違反である」との御見解はまったく正しいのです。